

目次

平成17年度定期監査結果の報告（10月分）	p 2
1. 総務部（人事秘書課、総務課、企画課、電算室、財政課）	
2. 会計課	
平成17年度定期監査結果の報告（11月分）	p 4
1. 市民部（税務課）	
2. 建設経済部（密集住宅・河川改修推進室、区画整理推進室）	
3. 三橋庁舎（総務調整課、地域サービス課、市民サービス課）	
4. 大和庁舎（総務調整課、地域サービス課、市民サービス課）	
平成17年度定期監査結果の報告（12月分）	p 6
1. 建設経済部（都市計画課、下水道課、商工観光課、建設課）	
平成17年度定期監査結果の報告（1月分）	p 8
1. 市民部（廃棄物対策課、総合保健福祉センター、柳光園）	
2. 小学校（柳河、城内、昭代第一、昭代第二） （皿垣、中島、大和、矢ヶ部、垂見）	
3. 中学校（柳城、昭代、三橋）	
平成17年度定期監査結果の報告（2月分）	p 10
1. 市民部（市民課、保険年金課、生活環境課） （福祉事務所、人権・同和対策室）	
平成17年度定期監査結果の報告（3月分）	p 12
1. 水道課	
2. 教育部（学校教育課、大和・三橋学校給食共同調理場） （生涯学習課、図書館）	
平成17年度定期監査結果の報告（4月分）	p 15
1. 農業委員会	
2. 農業水産部（農政課、水路課、水産振興課、漁業団地推進室）	
平成17年度定期監査結果の報告（5月分）	p 17
1. 議会事務局	
2. 消防本部	

平成17年度定期監査結果の報告（10月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、電算室、財政課
	会計課

2 監査の実施期間

平成17年10月31日から平成17年11月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 企画課

旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

(2) 電算室

インターネット用フィルタリングソフト使用料で地方自治法施行令第159条よる戻入処理すべきものを雑入で処理がなされている。

(契約事務)

(1) 人事秘書課

平成17年度分のファクス賃貸借契約を締結しているが、契約締結日は平成17年2月4日となっている。平成17年度予算の執行は同年4月1日に始まるので、適切に契約事務をなされたい。また、契約締結者は柳川市役所となっているが、柳川市長名でされたい。

(2) 総務課

土地賃貸借契約書（西鉄柳川駅前駐車場）は、地方自治法第214条の債務負担行為によらない契約を締結する場合は、昭和40年9月1日行政実例を参考にされたい。

(3) 会計課

債権者登録業務等の委託契約締結に係る起案書に随意契約の理由等を記載されたい。

平成17年度定期監査結果の報告（11月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課
建設経済部	密集住宅・河川改修推進室、区画整理推進室
三橋庁舎	総務調整課、地域サービス課、市民サービス課
大和庁舎	総務調整課、地域サービス課、市民サービス課

2 監査の実施期間

平成17年11月1日から平成17年11月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の見守り監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

庁舎公衆電話使用料は、当該年度内に遅滞なく入金手続きをされたい。翌（新）年度収入になっている。

(契約事務)

(1) 区画整理推進室

ア 土地区画整理事業に伴う工事用仮設道路用地の賃貸借契約において、予算措置がなされる前に用地の賃貸借契約がなされているものがあった。（3件）

イ 除草作業業務委託契約締結に係る起案書に随意契約の理由等を記載されたい。

(2) 大和庁舎総務調整課

貸植木委託契約の随意契約が、予定価格内であることが理由になっているが、柳川市契約事務規則第23条により、3人以上の者から見積書を徴して決定されたい。

(財産管理事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

・切手受払簿の管理について

郵便切手使用簿が整備されていなかったため、柳川市文書管理規程第26条による郵便切手使用簿（様式第8号）を使用して管理されたい。

平成17年度定期監査結果の報告（12月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設経済部	都市計画課、下水道課、商工観光課、建設課

2 監査の実施期間

平成17年12月 1日から平成18年 1月10日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 都市計画課

・不動産収入について

調定日が、契約書の契約日よりも早いものがあった。

(支出事務)

(1) 都市計画課

ア 旅行命令書について

承認印・命令印漏れ、復命漏れが散見された。

イ 委託料について

・契約伺いに随意契約をされた理由（法施行令第167条の2第1項の第何号に該当か）や、予定価格の記載がない。

・公園管理委託料の算出根拠が不明瞭なものがある。

(2) 下水道課

ア 委託料について

- ・ 4月1日からの契約期間の契約で、契約伺が、予算効力のない3月に起案されている。
- ・ 随意契約の理由書は添付されているが、法施行令第167条の2第1項の第何号該当かを記載されたい。
- ・ 「柳川浄化センター水質検査委託契約」で委託料が、30万円を超えているのに、請書の提出のみとなっているので、柳川市契約事務規則により、契約書を締結されたい。

イ 起債台帳について

借り換えの整理がなされていなかった。

(3) 商工観光課

ひまわり園・温泉管理業務委託契約について、契約金額の積算額が不明瞭であるので、契約締結前に積算額がわかるような見積書を徴収されたい。

(4) 建設課

ア 市シルバー人材センターとの業務委託について、年度途中に変更契約がなされているが、変更等の理由を記載されたい。また、随意契約の理由についても記載されたい。

イ 旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

平成17年度定期監査結果の報告（1月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	廃棄物対策課、総合保健福祉センター、柳光園
小学校（9校）、中学校（3校）	学校は次頁掲載

2 監査の実施期間

平成18年1月10日から平成18年1月31日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 廃棄物対策課

ア 3月分直接搬入ごみ処理手数料の一部が、4月（新年度分）に収納されていた。中間処理業者への委託によるものであるが、遅延なく事務処理されるよう指導されたい。

イ 業者による、ごみ収集袋売却代納入日の納期限遅れが一部散見される。期限内納入を指導されたい。

(支出事務)

(1) 廃棄物対策課

旅行命令書の費用弁償で精算戻入の記載がないので、財務会計との残高が違う。

(2) 総合保健福祉センター

旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

(契約事務)

(1) 廃棄物対策課

随意契約の理由は、法施行令第167条の2第1項の第何号に該当かを明記されたい。

(2) 総合保健福祉センター

健康診断業務委託契約事務において、平成17年3月22日に起案がなされている。4月1日から平成17年度の予算執行ができるので、適切な事務処理をなされたい。

平成17年度定期監査結果の報告（1月分）

1 監査の対象

平成 17 年 度 監 査 対 象 校	小 学 校	中 学 校
	柳河小学校	柳城中学校
	城内小学校	昭代中学校
	昭代第一小学校	三橋中学校
	昭代第二小学校	
	皿垣小学校	
	中島小学校	
	大和小学校	
	矢ヶ部小学校	
	垂見小学校	

2 監査の実施期間

平成18年1月17日から平成18年1月31日まで

《各校共通》

(財産管理事務)

(1) 通信費の受払い管理

受払簿の様式が各校独自であった。市長部局の「柳川市文書管理規程」で様式第8号郵便切手使用簿が定められているが、教育委員会でも市費の管理については統一して検討されたい。

平成17年度定期監査結果の報告（2月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	市民課、保険年金課、生活環境課、福祉事務所 人権・同和対策室

2 監査の実施期間

平成18年2月1日から平成18年2月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の見守り監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生活環境課

ア 収入簿の訂正が白いテープでなされている。訂正印を押印されて、誰の判断と責任で訂正したのかを明確にしておきたい。

(2) 福祉事務所

ア 保育所負担金、福祉電話使用料、老人ホーム費等の未収金の収納については、日頃より徴収努力をされているが、引き続き、収納確保に努められたい。

(3) 保険年金課

ア 還付決議書において、還付日・口座振込手続取扱者名漏れが数件見受けられた。

(支出事務)

(1) 人権・同和対策室

ア 旅行命令書は、一般会計分と特別会計分を分けて記載されたい。また、旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

(2) 保険年金課

ア 旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

(契約事務)

(1) 福祉事務所

ア 市福祉バス事業業務委託契約について、委託経費の積算がよくわからないので、見積書等を徴収されたい。

平成17年度定期監査結果の報告（3月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
水道課	
教育部	学校教育課、大和・三橋学校給食共同調理場
	生涯学習課
	図書館

2 監査の実施期間

平成18年3月1日から平成18年3月31日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生涯学習課

ア ふれあい自然の家

- ・ 柳川市財務規則第24条第3項により、収入簿を整理しなければならない。第25条第1項第4号に該当の事後調定であるが、調定を確定して適正な収入事務処理をされたい。

イ 就業改善センター

- ・ 収入簿の調定欄が未記入となっている。柳川市財務規則第25条により、調定を収入簿に整理されたい。

・

ウ 三橋公民館

- ・ 柳川市財務規則第24条第3項により、収入簿を整理しなければならない。
第25条第1項第4号に該当の事後調定であるが、調定を確定して適正な収入事務処理をされたい。

エ 三橋テニスコート

- ・ 柳川市財務規則第24条第3項により収入簿を整理され、遅滞なく収納されたい。

(支出事務)

(1) 学校教育課

- ア 給食費関係補助金事務処理において、柳川市補助金等交付規則第3条に基づいた事業計画・収支計画等が添付されていない申請があった。

- イ 旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

(2) 生涯学習課

- ア 文化係関係補助金で、柳川市補助金等交付規則第3条に基づいた事業計画・収支計画等を添付されていない申請があった。

(契約事務)

(1) 学校教育課

- ア 委託契約書において、契約日、決裁日、随意契約の理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第何号に該当か）等の記載漏れが見受けられた。

(2) 生涯学習課

- ア 生涯学習係関係・公民館契約起案で、決裁、施行日の漏れや予算の効力のない3月31日に起案されているのが散見された。また、契約伺日より、契約日、支出負担行為日が早い契約がスポーツ振興係に1件見られた。

イ 市民会館

- ・ 契約がすべて随意契約でなされているが、その理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第何号に該当か記載されたい。

ウ 大和公民館

コピー機賃貸借契約・各種委託料等が、予算効力のない3月31日に起案、決裁日があり、施行日漏れが散見された。

エ 三橋公民館

- ・ 各種契約が、予算効力のない3月31日に起案、決裁日があり、施行日漏れが見られた。また、見積書の日付がないものが散見された。

オ 人権・同和教育推進室

- ・ 音響業務委託の随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第何号に該当か記載されたい。
- ・ 社会教育集会所管理業務委託契約の締結が予算の効力のない3月30日に起案されていた。決裁日、施行日が漏れている起案が散見された。

(3) 図書館

- ア 電話機の賃貸借契約において、会計年度を越す契約期間が記載されていた。

平成17年度定期監査結果の報告（4月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
農業委員会	
農業水産部（新・産業経済部）	農政課、水路課
	水産振興課
	漁業団地推進室

2 監査の実施期間

平成18年4月1日から平成18年4月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員 の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

（収入事務）

（1）水路課

ア 水路使用料過年度分の収入未済額が現在増加している。必要に応じて実態を調査して、滞納状況と理由を明確に把握し、かつ記録されたうえで、適正な措置をとられ、滞納整理事務について努力されたい。

（支出事務）

（1）農業委員会

ア 旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

（2）農政課

- ア 旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。
- イ 補助金交付決定伺の起案文は、決定額に応じた決裁区分及び総務部長の合議を受けられたい。

(3) 水路課

- ア 旅行命令書の復命漏れが散見されたので、旅行終了後は速やかに復命されたい。

(4) 漁業団地推進室

- ア 漁港施設用地造成工事他起工伺の代決が散見された。

(契約事務)

(1) 水産振興課

- ア 随意契約ができる理由としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び柳川市財務規則第21条では、物件の借入れは40万円までと限度額を示している。機械借上げの契約において、40万円を越すものが2件見受けられた。

(2) 水路課

- ア 契約締結伺に、支出項目、予定価格、相手方、期間等の説明がなく、内容が不明瞭なので、詳しく記載されたい。また、施行日漏れが散見された。
随意契約をされた理由（地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号に該当か）を記載されていない契約締結伺が多い。

(3) 農業委員会

- ア 会議録作成事務委託契約で随意契約をされた理由（地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号に該当か）を記載されたい。

平成17年度定期監査結果の報告（5月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
議会事務局	
消防本部	

2 監査の実施期間

平成18年5月1日から平成18年5月12日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成17年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【各部共通事項】

(1) 契約事務について

柳川市契約事務規則第22条に「地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。」と規定がある。よって、随意契約等による場合は、事務決裁規程第11条別表第4による専決権者の予定価格を定められたい。

以上